

カドミウム及びその化合物の排出基準等の強化 ～水質汚濁防止法施行規則等の一部改正(平成28年12月施行)～



水質汚濁防止法等の一部が改正され、平成26年12月1日から施行されました。今回の改正により、カドミウム及びその化合物の排水基準等が強化されました。

＜改正された関係法令＞

- ・水質汚濁防止法施行規則
- ・排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）
- ・下水道法施行令
- ・船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質基準を定める省令

改正の概要は、以下の通りです。

【カドミウム及びその化合物】

改正法令	新基準(mg/L)	旧基準(mg/L)
水質汚濁防止法施行規則第9条の3 別表第2 (地下水の水質の浄化に係る措置命令)	0.003	0.01
排水基準を定める省令 別表第1 (排水基準)	0.03	0.1
下水道法施行令第9条の4 (特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)	0.03	0.1
船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質基準を定める省令 別表	0.03	0.1

なお、直ちに一律排水基準を達成する事が著しく困難である一部の工場または事業場に対し、下表の通りに暫定基準が設定されています。また、平成28年12月の改正により暫定基準適用期限が一部変更となっています。

業種	暫定排水基準	暫定基準適用期限
金属鉱業	0.08mg/L	平成28年11月30日 →平成31年11月30日
非鉄金属第1次製錬・精製業精製業 (亜鉛に係るものに限る)	暫定排水基準適用期限 (右記)が過ぎた為、 一般排水基準 (0.03mg/L)に移行	平成29年11月30日
非鉄金属第2次製錬・精製業精製業 (亜鉛に係るものに限る)		平成29年11月30日
溶融めっき業 (溶融亜鉛めっきを行うものに限る)		平成28年11月30日 →平成29年11月30日

当社では、カドミウム及びその化合物をはじめ、排水分析に実績があります。今回の改正に関するお問い合わせや、カドミウム基準値遵守への対策等、お気軽にご相談下さい。

詳しくは、当社 **研究開発部 竹下、野村（フリーダイヤル0120-01-2590 内線246、414）**までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査